

Title	18世紀後半における絶対王政の秩序と身分をめぐる認識 ：「悪しき言説」へのパリのポリスの対応から
Author(s)	松本，礼子
Citation	一橋社会科学，8：17-36
Issue Date	2016-07-21
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/27997
Right	

18世紀後半における絶対王政の秩序と身分をめぐる認識 ——「悪しき言説」へのパリのポリスの対応から——

松本 礼子

はじめに

本稿で取り上げるのは、1756年から1763年までヨーロッパの大国間で展開した七年戦争を背景に、フランスの敵国プロイセンとの内通が疑われた二名の無名の市民、ジャン＝バティスト・マナンとジャン＝フランソワ・エロンをめぐる事件である。これらの事件は、1750年代後半以降に激増する「悪しき言説 (mauvais discours)」、つまり、王権に対する悪口、噂、陰謀、謀反といった君主と臣民を結ぶ絆に疑義を挟むような「犯罪」の一例に過ぎない。歴史的には全く無名の出来事である。とはいえ、本稿が一見些末に見えるこれらの事件に着目するのは、両被疑者の拘束が長引いたことにより、各事件を担当したパリのポリス (police⁽¹⁾) 担当官が比較的豊富な史料 (尋問調書、報告書、書簡、嘆願書等) を残してくれたからである。それにより、われわれは18世紀半ばにおいて、絶対王政下の権力行使や社会のあり方をめぐってせめぎ合う複数の論理とそれらの意味や広がり を考察することが出来るだろう。

ここで本稿の関心である、ポリスによる「悪しき言説」への対応に深く関わる先行研究を概観しておきたい。まず、「悪しき言説」が研究者の関心を呼んだ背景には、1970年代に歴史学をはじめとした多分野に大きな影響をもたらしたユルゲン・ハーバーマスの『公共性の構造転換』(1962年初出)があった⁽²⁾。ハーバーマスによれば、「ブルジョワ公共圏」とは近代初期以来進展するヨーロッパ文化における個人化と、文化の商品化を基礎として18世紀に成立したとされる。国家による「公」の独占に並行して構成される圏域は、財産と教養を有したブルジョワの交流の場でもあり、印刷物の流通を背景に、そのブルジョワ達が国家や権力を批判的に論じる場でもある。このように、「ブルジョワ公共圏」は公権力から独立した圏域であると同時に、議論する公衆が担い、民衆の偏見や憶測といった世界から区別される理性に基盤を置いた圏域とされる。こうしたハーバーマスの議論に触発されて執筆されたのが、1992年に出版されたアルレット・ファルジュの研究である⁽³⁾。議論する公衆から完全に排除された存在としての、あるいは、完全なる政治的客体としての民衆像に疑問を投げかけるファルジュは、ポリス文書を駆使し、18世紀初頭から1770年代までの「悪しき言説」を網羅的に扱うことで、民衆層の意見の内容の多様性や状況に応じた可変性を明らかにしている。そして、王権に対する批判的意見は必ずしも時系列に沿って単線的に増加していたわけではないことを強調しつつ、そうした民衆層による王権批判が絶対王政下の権力行使のあり方を揺さぶっていたことを明らかにする。一方、リサ・J・グレアムもルイ15世の親政期を対象とし、「悪しき言説」に関わる5つの事件を取り上げ、それらに共通するレトリックのパターンや通底する意識などを読み解くことを試みる⁽⁴⁾。ファルジュの研究では、ポリスが社会を規律化する権力と捉えられ、民衆の「悪しき言説」を取り締まる敵対する存在としてのポリス像が際立つ一方で、グレアムは「悪しき言説」の取り締まりをポリスによる弾圧ではなく、ポリスと被疑者の複雑な駆け引きが行われる場と捉えている。

このように両研究は「悪しき言説」に着目することで、王権と高等法院の政治対立や、知識人や自由主義貴族等がつなぐ社会的結合関係から生み出された「世論」とは異なる、より日常的なレベルでのパリ住民の意見を捉えること可能にしたと言えるだろう。そうすることで、「悪しき言説」が18世紀後半の政治文化の変容を包括的に捉えるうえで欠かせない視点であることを鮮やかに描き出してきた⁽⁵⁾。その一方で、先行研究の議論は社会史的な関心から発せられていることもあり、ポリス自体やその実践への関心が希薄であるように思われる。つまり、「悪しき言説」をめぐるポリスの取り組みが、どのような理念や目的のために展開されたのか、そしてそれらが当時の社会のなかでいかなる役割を果たし、どのような意義があったのかについて十分に検討されているとは言い難いのである。したがって、被疑者側の理論や認識のみならず、ポリス側の対応を含めた双方向的な視点から改めて「悪しき言説」を分析することが残された課題であると言えよう。

本稿は以上の関心から、ポリス関係者と被疑者とされた人物の間に繰り広げられる駆け引きのなかから、18世紀後半のパリ社会の権力や秩序についての両者の認識の差異を明らかにし、それにより、絶対王政を支える原理や原則をめぐる様々な受容のあり方を解明していくことを目的とする。まず、第1節では18世紀の「悪しき言説」の当該社会における位置付けを確認する。次いで、第2節および3節では本稿の中心となるマナン事件とエロン事件の経緯を明らかにする。両被疑者に対してなされた尋問の争点を確認し、そこから浮かび上がる国王観、社会観を分析し、その意義を検討するとともに、ポリス側の取り組みの社会的機能について考察する。

1. 絶対王政と「悪しき言説」

「悪しき言説」とは、国王やその家族、政府に対する悪口や批判、存在しない国王暗殺計画の告発等の反王権的な言葉や態度、行動を総合的に示す同時代の用語である。18世紀後半に顕著となるこの「悪しき言説」の位置付けを理解するためには、まず絶対王政との関係と、そして当時台頭しつつあった「世論」との関連を問う必要があるだろう。

アンシアン・レジーム期のフランス社会は社団による編成が基礎となっていた。つまり、中世においては王権の支配とは無関係に存在していた様々な社会集団に対して、絶対王政期の王権はその諸団体の伝統や慣習を「特権」という形で保証し、それぞれに一定の自律性を認めた上で、「社団」として法的な地位を付与し統治の体系に組み入れていった。王権は臣民ひとりひとりを直接的に把握していたのではなく、こうした社団内部の管理能力に依存しつつ、これら団体の媒介を通じて社会全体を統治していたのであった⁽⁶⁾。例えば、「祈る人」「戦う人」「働く人」という中世以来の職能区分は、実態の反映としては考えられなくなっていたとしても、近世の王権によって、事実上の社会集団から「聖職者」「貴族」「平民」という法的な三身分（社団）として統治構造のなかに位置付けられたのである。そのことは、換言すれば、王権による統治はこうした社会の社団的な編成を尊重しなければ成り立たなかったということである。そこで、近世のフランスでは、少なくとも理念的な面において君主の絶対性を追求することによって、多種多様な社団と自らをつなぎとめる鎖を束ね、社会を秩序立てていこうとした。そのために全体を統御する統治理念として君主の絶対性や公共性が持ち出されたのである⁽⁷⁾。例えば、王権神授説は君主の神聖性や絶対性を際立たせ、「地上における神の代理人」「父なる王」「裁きの王」といったイメージ

を作り上げた。また、君主の特権や偉大さが他者に対する自己犠牲の側面から捉えられ、「公共善」を体現するものとして表象された。こうした理念は、君主と臣民の関係性を規定していく。ここでは「君主から臣民へ、そして臣民から君主への義務のやりとりあるいは返礼が存在」するとされ、君主側には「善意、公正、配慮、防衛、保護という必須の責務」が、臣民側には「尊敬、助力、奉仕、服従、従属という厳格な誓い」が課されたのである⁽⁸⁾。したがって、武力や制度と並んで絶対王政を支えていた文化的な枠組み、つまり国王への尊敬や愛着を基盤とした信仰のシステムに亀裂を生じさせかねない「悪しき言説」は嚴重に取り締まれるべきものだったのである。

当然のことながら、国王や政府に対する批判や悪口は18世紀に始まったことではない⁽⁹⁾。だが、18世紀の「悪しき言説」の取り締まりはポリスにとって喫緊の課題であった。実際に、多数のスパイが雇われ、街路で囁かれる噂や非合法に流布されるビラやパンフレットの監視や収集に莫大な予算や人員が割り当てられたのは、この頃からであり⁽¹⁰⁾、王権にとっても見過ごせない問題として認識されていたと言える。それは、「世論」の観念が徐々に大きな力を持ち始めたことと関係があるだろう。世論とは、サロン、読書クラブ、フリーメーソンといった18世紀の新たな社会的結合関係によって生み出された「市民的公共圏」が、世紀半ば以降の高等法院と王権の対立にみられる政治問題を取り上げ議論の対象とすることで、政治的・社会的な重要性を獲得する概念とされる⁽¹¹⁾。つまり、国事への参加はただ一人国王にのみ許されるという権力行使の形態を基盤とする絶対王政の原則が揺らぎ、王権の側も市民的公共圏で下される判断である世論を無視することが不可能となり、王権自らが議論に参加し、説明し、賛同を得る必要に迫られるようになるのである。この「世論」の性格や位置付けをめぐるのは、コンドルセやネッケルといったフィロゾフたちが議論を戦わせており⁽¹²⁾、世論は理性の行使と結びついているがゆえに、客観性や普遍性を帯びるとされ、非理性的な民衆の臆見や偏見とは区別されるものだという点で一致しているように見える。だが実際のところ、「何が世論か」を実態のレベルで特定することが難しいという現実が、王権と高等法院の双方が政治対立のなかで自らの正当性をパリ住民にアピールし、支持獲得のために奔走することを余儀なくしたのである⁽¹³⁾。

このように、世論の登場によって権力構造が変化するなかで、「悪しき言説」の監視も重要な課題となるのであった。実際に警視総監 (lieutenant général de police de Paris) ルノワール (在1774-1775、1776-1785) は、パリ住民は王権の命令で印刷出版される事柄よりも非合法に出回る悪しき言説や誹謗文書のほうを信用しがちであったと嘆いており⁽¹⁴⁾、たとえ噂や「悪い言説」が非理性的な臆見として世論の一部とは見なさない議論があったとしても、揺らぎつつある既存の権力構造のなかでは、少なくとも現場のレベルではその影響力は十分に警戒すべきものとして認識されていたのである。

マナンとエロンの事件はこうした「悪しき言説」や反王権的な行為として取り締まれた数多くの事件のなかの一例である。パリでの「悪しき言説」に関する事件の多くは、現在、フランス国立図書館・アルスナル館の「バステューユ文書コレクション」に収められている。「バステューユ文書コレクション」自体は三部で構成されており、第一部にはパリ警視総監の職務にまつわる記録が、第二部には封印王状等によって国王牢獄バステューユに連行された被疑者に関する記録が、そして第三部にはバステューユとその他の国王牢獄の運営に関わる記録が収められている⁽¹⁵⁾。コレクションの大半を占める第二部の各事件のファイルには、逮捕や家宅捜査等の手続きにまつわる書類や、尋問調書、ポリス関係者間の書簡、被疑者やその家族による嘆願書、被疑

者の手記などが残されている。本稿が依拠するのもこれらの史料である。本稿が扱う事件は七年戦争を背景としており、特にフランスの敵国だったプロイセンとの関係が問題視されたものだった。被疑者らの行為、つまり敵国との接触や内通は当時の理解では一般に、「大逆罪 (crime de lèse-majesté)」にあたると思われていた⁽¹⁶⁾。だが、マナンとエロンは逮捕後にバステューユ牢獄に連行され、ポリスによる尋問を受けた後、それぞれ施療院に移送という顛末を迎えているため、裁判を経ずに処遇が決定されている。したがって彼らの行動に対する正式な罪状や処罰の言い渡しは存在しておらず、結局のところ、彼らの行為がどのような規範から逸脱したと考えられたのか、はっきりと知ることはできない。とはいえ、残された史料の豊富さによって、マナンとエロンの行動に共通する最も明白な違反行為と考えられる、外国との接触による国王への不忠という問題のみならず、社会や秩序をめぐる解釈におけるポリス側と彼らとの断絶や乖離をも垣間見ることが出来るのである。次章以下では両事件の経過を明らかにしていく。

2. 身分と意見の表明の関係をめぐって－マナン事件

(1) 事件のプロセス⁽¹⁷⁾

1757年1月24日、同月5日に発生したルイ15世襲撃事件⁽¹⁸⁾を受けて王権側は、全国の反王権的な言動に対する監視を一層強化した。その中、メクレンブルク出身でパリ在住のリバン男爵夫人が逮捕された。プロイセン大使クニプハウゼン男爵と親密な間柄にあった彼女にはスパイ容疑がかけられていたのである。リバン夫人には1月31日付の「国王命令 (ordre du roi)」つまり封印王状 (lettre de cachet) で国外退去が命じられたが、ヴォジラール通りの彼女の自宅から押収された書類に目を通した捜査官 (inspecteur de police) デムリ (Joseph d'HÉMERY) はあることに気が付く。「マナン」と署名されたプロイセン大使宛ての手紙とともに、それと同一と思われる筆跡の書類が多数発見されたのである。怪しげな物書きの周辺情報の捜査を専門分野としていたデムリ⁽¹⁹⁾は、このマナンという男を1752年5月から監視していたことを思い出す⁽²⁰⁾。デムリは2月2日の時点で、マナンがパリを離れ、5か月前からマルセイユの家具付き部屋に間借りしているという情報を既に入手していた。こうしてデムリの提案により、マナンの動向に監視の目が向けられていくことになった。

2月23日付の国王命令により夜警隊士官プロヴォがマルセイユに派遣され、3月3日にマナンは逮捕され、9日にはバステューユに連行された⁽²¹⁾。同月18日の警視 (commissaire de police) ロシュブリュヌ (Agnan Miché de ROCHEBRUNE) による尋問によると、名前はジャン＝バティスト・マナン (Jean-Baptiste MANEM)、マルセイユ出身の52歳、マルセイユのチュバノー通りに所有する24,000リーヴル相当の不動産の家賃収入900リーヴルと、パリ市役所を支払い債務者とする終身定期金357リーヴル10ソルで生計を立てる金利生活者であるとされている⁽²²⁾。1743年にパリに住居を移す前に、マナンはマルセイユの大商人^{ネゴシアン}だった母方の親族から約45,000リーヴルを相続し、その遺産を元手に貿易事業に投資したり、自らもレヴァント地方や新大陸への商品の輸出に携わっていたようである⁽²³⁾。マナンは30年前に同郷人のラゼールという人物から、国家と国王に対する政治的な企みが進行していることを耳にしたという。その企みとは、君主制を打倒し、古代スパルタ・ローマをモデルとした共和政を、マルセイユを首都としてフランスに打ち立てるといったものだった⁽²⁴⁾。この政治的な計画を知ったマナンは、1747年頃から王妃

や王太子、ポンパドゥール夫人、そして当時の海軍卿モールパや陸軍卿ダルジャンソン、ベル＝イール元帥をはじめとした多数の大臣や宮廷貴族に宛てて、その内容を告発する匿名の手紙を送り始める。このような手紙を受け取った人々は、パリ警視総監ベリエ（Nicolas-René BERRYER・在1747-1757）に通報しており、この時点でマナンがポリスの監視対象となったようである⁽²⁵⁾。

陰謀を告発し国王に迫る危険を警告したにもかかわらず、王権側の要人からの反応が得られないことに落胆したマナンは、1753年頃からオランダ、オーストリア領フランドル、イギリスを転々とした後、プロイセンのフリードリヒ大王にこの陰謀を告げるためベルリンに渡る。フランス王国打倒の陰謀に関するメモワールを献上し、フリードリヒに仕えることを提案したマナンだったが、まともに取り合ってもらえるはずもなく、彼が再び落胆して故郷に戻ったのは、1756年10月のことだった⁽²⁶⁾。その後、ダミアンによる国王襲撃事件の発生を受け、マナンはダミアンが共和政樹立を目論む徒党の手先だとプロイセン大使に主張したことで、3月9日にバスティーユに連行されたのである⁽²⁷⁾。

(2) 尋問の論点

手紙の書き手であることを認めたマナンに対し、警視ロシュブリュヌによる尋問は、ラゼールという人物から聞いたという陰謀説そのものの真偽、そうした手紙を作成した動機、そしてプロイセン国王に陰謀を伝えるために接触した理由を中心に展開している。まず、陰謀の存在を政府の要人に知らせた点について、マナンは「自分の義務を果たし、この政治的計画をめぐる情報を知らせるためにあらゆる手段を講じたと宮廷に理解してもらおう」⁽²⁸⁾のために必要な手続きだったと述べ、「〔陰謀の〕情報を報告しないということは罪だと信じていた」⁽²⁹⁾からだとして説明する。マナンはあくまでも自分の義務を果たしただけだと主張するのである。しかもその動機は「王国の幸福を熱烈に願うがゆえ」⁽³⁰⁾だとして、自身の行動の正当性を訴えている。

一方、当初から陰謀説自体を架空のものと疑っていた様子の警視ロシュブリュヌは、リバン夫人宅から押収した手紙や、それまでにマナンが大臣らに送り続けた書類を一枚一枚確認しながら事実関係を厳しく追及した。その結果、マナンはラゼールという人物の存在は事実だと断固として譲らなかったが、陰謀説の一部、特に国王と王太子の命が狙われているという点について「好き勝手に捏造した」⁽³¹⁾ことを認めざるを得なかった。そしてその目的を、手紙を受け取った人々の関心を引き、彼らによって召喚されることで自分の話に耳を傾けてもらうことだった、としている⁽³²⁾。ロシュブリュヌはマナンのこうした態度に怒りや驚きを隠せない。

手紙を受け取った人々に激しい不安を抱かせるために、国王や王太子を暗殺しようとする者がいるなどという話を捏造することは犯罪だと思わないのか。そして一臣民がその国王や王位継承者をこのように手玉に取るのが許されると思っているのか⁽³³⁾。

そして「あらゆる臣民が国王に対して抱くべき内面的尊敬の念は、言葉と行動によって表されるべきもの」だと述べるように⁽³⁴⁾、ロシュブリュヌはマナンをまずもって君主への尊敬の念の欠如で断罪するのである。

警視がマナンを叱責するもう一つの点は、大臣や宮廷の貴族といった人々に軽々しく手紙やメ

モワールを送り続け、関心を惹こうとした点である。ロシュブリュンヌは、「誰かに耳を傾けて欲しいと望むならば、理性と真理が許可する方法を取らねばならない」とし、マナンの取った行動を「嘘や欺瞞」だと非難する⁽³⁵⁾。とはいえ、ロシュブリュンヌは「理性と真理が許可する方法」とは言うものの、具体的にそれがどのようなものなのか明言していない。マナン自身は「それ〔嘘や欺瞞〕しか選択肢がなかった」と述べるが、ロシュブリュンヌの想定する適切な方法とは何を意味するのだろうか。それは以下の彼の発言から推測できるだろう。

宮廷の人間の知識の卓越性はその出自にふさわしいものであるが、そういった人々が素性も分からないような、そして匿名の手紙のなかで過度に讃えられている男に対して、盲目的に興味を示すなどということは道理に合っていると思っているのだろうか⁽³⁶⁾。

この発言から読み取ることが出来るのは、身分と知性が比例するものとして認識されていたということである。つまり、一平民であるマナンがその知識を出自および知性の高い人々に披露しようという態度自体が、不適切であると受け止められたと考えられる。さらに警視は次のような調子でマナンを責めている。

〔マナンは〕国王の忠実な臣民であると自認しており、国王や国务会議の決定について深い沈黙を守るべきであるところなのに、〔証拠品の手紙15番のなかでは〕われわれが直面している不運に陥らないためには、かつてわれわれがアメリカにおいて不当にも行った攻撃をイギリス人に対してすべきではない、と厚かましくも主張しているではないか⁽³⁷⁾。

以上のロシュブリュンヌの発言からは、マナンが犯した罪のひとつはこうした社会的・知的なヒエラルキーのなかでの守るべき境界線を越えた、つまり平民の義務の範疇を超えるような行動を起こしたことだったことが垣間見ることが出来る。この点についてマナンも「国王が戦争をせねばならない理由について、臣民はあれこれ詮索しようとすべきではない」⁽³⁸⁾ことを認め、自身の行為について反省の念を示すが、ロシュブリュンヌは「社会において各市民は自分自身の問題や仕事に専念すべき」⁽³⁹⁾と再度マナンを叱責する。警視のこうした発言は、シャルル・ロワゾーに代表されるような古典的な絶対王政期の身分論を踏襲しているように見える。つまり、社会全体が中世以来の聖職者・貴族・平民の三身分に分かれ、それぞれの身分に様々な下位身分（第三身分で言えば、「文人」「金融業者」「商人」「手工業者」「日雇い労働者」「物乞い」といったように）が階層状に展開しており、これら全体が品位や職業といった一定の基準に従って序列化され、社会に秩序がもたらされるという考え方である。また、そこでは社会の構成員がそれぞれの資質、職業に見合った分業体制や機能分化がとられており、各身分は固有の特権をもち、その社会的地位はそれにふさわしい衣服や称号、振る舞いによって表される⁽⁴⁰⁾。こうした社会認識は、パリ警視総監職の新設を宣言する1667年3月の王令や、18世紀初頭にポリス論を著したニコラ・ドラマールに受け継がれているように思われる。例えば、1667年の王令は「公私の安全を確保し、騷擾を起こす者を都市から一掃し、豊かに物資を供給し、住民にその地位と義務に即した生活を営ませる」ことを警視総監の任務としている⁽⁴¹⁾。またドラマールも、ポリスを「絶え間なく〔人々の〕生存に注視」し、「その素質に見合っただけの精神的・身体的・物質的な善をすべて与えて

やること」と定義する⁽⁴²⁾。彼らの想定する社会における有益性とは、あくまで身分制を土台としたヒエラルキーに立脚する君主制の維持が前提になっており、そうした前提に反するものであればいかなるものも有益とは認められないとされている⁽⁴³⁾。

とはいえ、ロシュブリュンヌはこうしたポリス論や王令の言説には収まらないような発言をしていることも確かである。5月19日の尋問でロシュブリュンヌは「社会において各市民は自分自身の問題や仕事に専念すべき」と述べると同時に、以下のようにマナンの行動を非難する。

もし被疑者が何らかの有益性を示すような政治的見解を持ち合わせていたのだったら、彼は回りくどい手段や才能をひけらかした匿名の手紙に訴えるのではなく、そうした発見を印刷出版すべきだったのだ。また、手紙を受け取った大臣らは被疑者が言うところの政治的見解を評価しなかったのだから、彼らの沈黙から、被疑者は自分が思っているより、そういった事柄について精通していないということは明らかだったはずである⁽⁴⁴⁾。

この「印刷出版すべきだった」という発言の解釈は非常に微妙な問題である。というのも、ロシュブリュンヌの警視としての任務のひとつに出版業者の監視が割り当てられており、先の捜査官デムリと組み、非合法文書の押収を行っていたからである⁽⁴⁵⁾。警視がこうした職務にあったことを考慮すると、出版を通じて公の場で意見を表明することを軽々しく推奨することは考えにくく、上記の発言はマナンに対する皮肉のようにも捉えることが出来る。だが、同時にポリスが啓蒙的な思想と常に敵対するものであったと考えるのも適切ではないだろう。実のところ、マナンに対するロシュブリュンヌの尋問をより詳細に見ていくと、マナンの言うところの陰謀説の告発や政治的な発見を表明したこと自体が断罪されているわけではないことが浮き彫りとなってくる。例えば、マナンはフリードリッヒ大王を経由して、ルイ15世に王政打倒の陰謀説を伝えてもらうためにプロイセンに向かったと供述しているが、それに対してロシュブリュンヌは、「陰謀説を簡潔に記し、無駄で混乱した箇所を削除したうえで、より正確で明快なメモワールを大臣〔ダルジャンソン〕に送るべきだった」のであって、そうすれば、「大臣はそれを適切に用いたであろうに」⁽⁴⁶⁾と述べている。さらに、国王と国王一家に生命の危険が迫っていることが真実であるならば、「国王やその家族が誰の手によって殺害されるのか詳しく説明すべき」⁽⁴⁷⁾であるとも指摘している。つまり、ロシュブリュンヌにとって問題は、マナンが手紙やメモワールを作成し意見を表明したという点でなく、その内容や書き方にあるということである。言い換えれば、手紙やメモワールを作成するに当たってのマナンの知性や能力が問題となっているように見えるのである。この点は以下の例からより明確になる。

3月29日の尋問において、マナンは共和制樹立の陰謀説についてのメモワールは、ラゼールから勧められたというガブリエル・ノーデの『クーデタに関する政治的考察』とジェローラモ・カルダーノの『世界の学問』を参考にして作成したと供述しているが⁽⁴⁸⁾、ロシュブリュンヌは次のように述べている。

大半の学問においては、基本的な原則に関する知識を得た後に理論から実践に移すことは簡単である。だが、政治は同じようにはいかない。人間の心の働きや認識は、誤謬や間違った方法から常に免れられるわけではないのであって、それは人間の心というものが著しく変化

するせいである。

物事には様々な要素があり、それらの状況が全体的に同じように見えても、時や場所、そして人によって、それぞれ異なる対応をしなければならない。被疑者は漠然とした考察で満足していたようであるが、以上のような理由からすれば、国家の様相を変えることができ、その不適切な考えが実践に移されるべきだと思い込んだ被疑者に、分別があったとは思えない⁽⁴⁹⁾。

要するに、マナンは政治がいかなるものかも理解せずに要領を得ない政治的意見を送り続けたことが問題なのであって、逆に言えば、先の引用が示すように、ロシュブリュヌは有用性を示すような見解であれば、マナンのような平民にあっても、印刷出版を通じて公の場に流通させるべきだと考えているのではないだろうか。これこそが、ロシュブリュヌの想定していた「理性と真理が許可する方法」であって、むしろ、公共圏と身分に関する啓蒙主義的な態度がロシュブリュヌの発言のなかから浮かび上がってくるのである。だからこそ、高い知性を誇るとされる宮廷の大貴族や政府の要人から何の反応も無かったこと、つまり、取り上げるに値しないと判断されたマナンの意見表明は的外れだったのであり、大臣らに無視された時点でマナンはそれ以上の行動を起こすべきではなかったのである⁽⁵⁰⁾。国事は君主の専権事項であり、臣民が口を挟むべきではないという絶対王政の原則に忠実であるように見えながらも、マナンをめぐるロシュブリュヌの発言からは、古典的な身分論の枠組みにはおさまらない新たな臣民像や社会像が浮かび上がってくるのである。

(3) マナンの国王観

一方、マナンは逮捕から約7ヶ月後の1757年10月29日付けの国王宛の手紙のなかで、君主制打倒と共和制樹立の陰謀を記したメモワールの要約を作成し、それを国王に提出する旨とともに、自分の行動を次のように説明している。

僭越ながら私がお見せ致しますメモワールの要約よりもさらに些末な問題に関してでさえ、偉大な君主や皇帝たち、そしてルイ14世は、一介の平民の意見を決して軽んじることはありませんでした。

このような統治者への近づきやすさは、その偉大さの源のひとつであり、同時にその王座の保証にもなっていたのです⁽⁵¹⁾。

このように君主の正統性の根拠を「近づきやすさ」に求めるマナンは、非常に伝統的な国王観の持ち主であったことが垣間見られる。よく知られているように、君主への「近さ」やそれを保証する宮廷の公開性は絶対王政を支える要素の一つだった。実際に、ルイ14世はフランスの君主制の独自性を、臣民の君主に対する自由で容易なアクセスとしたうえで、このような「近さ」が「出自、位階、権力にほぼ無限の違いがあるにもかかわらず、君主と臣民の間の正当な同等性」を感じさせ、臣民を「穏やかで正しい社会の中につなぎ止める」のだと述べている⁽⁵²⁾。この原則に非常に忠実だったルイ14世は、国家儀礼はもとより、宮廷儀礼に代表されるような仔細で厳格な規則を設け、国王の一挙一動が儀式化されることにより、その可視性を確保したのだった。

こうして、現実には全く不可能だとしても、いつでも国王が迎え入れてくれるというイメージを臣民側は内面化していくのである⁽⁵³⁾。

18世紀半ばにおいても、マナンはこうした国王観を内在化させていた。ルイ15世はルイ14世と異なり、パリを嫌い、人目を避け、臣民にその姿を見せる貴重な機会である国王儀礼をも蔑ろにしていたが、マナンの手紙はそうしたルイ15世への不満を垣間見せると同時に、自分の意見に耳を傾けてほしいという願いやそのための行動を正当化するものでもあった。

意見を述べたい、そしてそれを尊重してもらいたいというマナンの欲望は、それがいかに正当で伝統的な国王観に基づいていたものであれ、ポリス側に受け入れられるものではなかった。むしろ、ロシュブリュヌにおいては、出自ではなく能力や功績に立脚した社会的有用性を重視する啓蒙主義的な新たな社会観との親和性が強いようにもみえる。この時期はまさに複数の論理が併存し、せめぎ合っていたと言えるだろう。この点をよりよく理解するために、次章ではマナンと同様に外国との内通で逮捕されたジャン＝フランソワ・エロンという人物の事例を検証してみよう。

3. 自国の観念と社会的有用性をめぐって－エロン事件

(1) 事件のプロセス⁽⁵⁴⁾

1764年12月24日、警視ロシュブリュヌと捜査官ルスヴール (François-Hubert RECEVEUR) は、同月21日付の国王命令によって、ド・ラ・フォレという人物宛ての手紙を香辛料商人ド・ラヴィーニュー宅へ送らせていた「エロン」という男を、サン＝ジェルマン＝ロセロワで逮捕した。エロンの立ち会いのもとシャイヨの彼の自宅で即座に家宅捜索が執り行われ、大量の書類や地図が押収された。逮捕された男は、ジャン＝フランソワ・エロン (Jean-François HÉRON) という名の、カン出身の39歳、製図技師 (ingénieur-géographe) で、1年半ほど前からシャイヨに住居を構えていた。彼と同居していた友人レティブードワ姉妹も同時に身柄を拘束され、ド・ラヴィーニュー宅にド・ラ・フォレ宛ての手紙をエロンの代わりに受取りに行っていた妹のアデライードが逮捕された。エロンがどのような経緯でポリスの捜査対象となったか、史料から窺い知ることとは出来ないが、おそらく彼の受け取っていた手紙が外国から送られたものだったことがその理由だと思われる。

エロンは1756年から1758年6月までクレルモン伯のもとで製図技師として働いていた。クレルモン伯が指揮を執ったクレフェルトの戦いでフランス軍が敗北すると、クレルモン伯の指揮官解任とともに、エロンも職を失ったようである⁽⁵⁵⁾。問題とされるのはその後の行動である。1758年、パリに戻った彼は、外国の諸侯のもとで働くことを思いつくのである。家宅捜索で発見された大量の手紙やその下書きは、エロンが外国の諸侯にフランスを含む多数の地図の取引を提案するものであった。1765年1月8日から開始された尋問では、一枚一枚の書類について事実確認が行われた。

尋問では、エロンに対してロシア、ハンガリー、デンマーク、スペイン等との書簡についての説明が求められたが⁽⁵⁶⁾、そのなかでも最も問題視されたのがプロイセンとの通信だった。エロンによれば、当初は時の陸軍卿ショワズールに高名な軍事専門家だったペリドール⁽⁵⁷⁾作製の壘壕戦争の設計図を提供しようとしたが、無益と判断され申し出を断られたため、プロイセン王と

の接触を試みることにしたようである。1763年6月の平和条約の発布のわずか2カ月後に、エロンはそれら設計図をプロイセンの君主に提供するため、その契約打診の手紙を書いたのである。エロンの提案に興味を持ったプロイセン王は、ジャンゾというスパイをパリに送り、エロンと接触させた。エロンはジャンゾに50ルイ金貨で15枚の設計図を売ることがを提案し、ジャンゾはその提案をプロイセンに持ち帰り、設計図の取引が成立した。その際、ジャンゾからの連絡は香辛料商人ド・ラヴィーニュ宅にド・ラ・フォレ宛てで送られることが取り決められたとされる。また、エロンはプロイセンに仕えるフランス人工兵を勧誘するための手紙のやり取りもしていた。

こうして外国との通信の証拠を突き付けられたエロンは、ロシアについてはフランスの同盟国であったことから、通信について過ちとは見なしていないと主張するものの、1765年2月18日の尋問で全面的にその罪を認める⁽⁵⁸⁾。また尋問を担当した警視ロシュブリュンヌも「君主と祖国の利益〔を守ること〕に忠実な臣民がこうした取引をするはずはなく、〔エロンの〕一連の行動は、一方で誠実さを欠き、他方で国王への忠誠と服従〔の義務〕に反する」⁽⁵⁹⁾ものだと断罪する。またそれは、「例えそうした提案が事実であっても、完全にでっち上げられたものだとしても」⁽⁶⁰⁾と補足されていることから、取引が実際に行われなかったとしても、こうした考えを持つこと自体が問題視されたのである。

(2) エロンの罪－自国の観念をめぐる

こうしたエロンの行為に対して、警視ロシュブリュンヌあるいはポリス側の対応がいかなるものだったか語る史料はほとんどない。計5回行われた尋問では、エロンが書いた手紙や下書きの内容についての事実確認に終始しており、また、警視総監や捜査官らとの書簡も事務連絡が主であり、ロシュブリュンヌ自身の見解や認識を窺う材料は乏しい。だが、わずかに残された形跡から判断すると、結局のところエロンは「国王への不忠」⁽⁶¹⁾と、「フランスと最も敵対している諸外国人に対して、軍事技術や商業の面で利益を与えようとしただけでなく、当然のことながらフランスに愛着を持っている臣民をも差しだそうとした」⁽⁶²⁾という点で、つまり、フランスの国益を損じたことで断じられている。

実のところ、エロンのような軍事技師が技術の売り込みのために諸外国を渡り歩くという現象は、15世紀末以降からよく見られることだった。特に、熟練した技師に乏しかったロシアやスペインといった国々は、他国から技師の呼び込みに熱心で、なかでもルイ14世治世の度重なる戦争によって軍事技師教育が向上し、技師の数が増大したフランスからは、フランス国王の許可の有無にかかわらず、しばしば技師が外国へと移っていった⁽⁶³⁾。しかしながら、18世紀にはこうした技師の流動性に歯止めがかかる。重商主義的な関心から、ヨーロッパの各国では軍事技師団が設置され、軍事技師教育も各国政府の指導の下に置かれるようになるからである⁽⁶⁴⁾。つまり、忠誠心と「国家の秘儀」の尊重という原理に基づく技師を育成し、人材や技術を国内に留め置くことで国益を守ろうというのである。国力の源泉のひとつとしての領土の管理を基盤として展開する重商主義政策では、軍事・経済の両面からフランスの領土に関する知識の拡充が求められ、17世紀後半から地図製作が重要な政策のひとつとなるが、下記に示すエロンの自伝のなかで述べられるように、彼が学んだという土木学校はまさにそうした潮流のなかで1747年に創設されたものである⁽⁶⁵⁾。よって、国力増強を目指す王権の重商主義政策を象徴する存在である技師という立場にありながら、エロンはフランスの国益を損なうような行為に及んだということになる。

実際に、警視ロシュブリュヌは王権の許可なしにフランスを離れることを極めて深刻に問題視している。例えば、都市ヴェルダンで兵士をフランス軍から離脱させ、プロイセン側に取り込もうという陸軍大佐ド・ラパンの申し出を受け入れたフランス人兵士ド・サイエとゴベールに対して、ロシュブリュヌは、あらゆる臣民は許可なしに王国を離れてはならないことはフランスの法で定められており、特に外国の軍隊に所属しようなどということは厳罰に値するし、そうした行為は犯罪であると断じている⁽⁶⁶⁾。また、先の章で取り上げたマナンに対しても、ロシュブリュヌは「許可証なしにフランス人が外国の地で死んだ場合、その相続権は相続人の利益に反して国王に帰属する」⁽⁶⁷⁾と叱責し、違法な出国に伴う制裁を説いている。そして「フランス国王の許可なしにプロイセンの大臣らと連絡を取ろうなどということは大逆罪に値する」⁽⁶⁸⁾としてマナンを断罪するのである。

このように人材や技術の国外流出を防ごうというポリス側に対して、被疑者らは自国を離れるということ自体をどのように認識していたのだろうか。例えばマナンは、そもそも出国に際して国王や政府の許可証やパスポートが必要であったことすら認識していなかったと供述している⁽⁶⁹⁾。また、上述のド・サイエもプロイセン側の勧誘を受け、承諾するまで全く問題に気がつかずに、リエージュでプロイセン側のド・ラパン陸軍大佐に数回会い、そのうち一度は彼の家で食事までしたという。だが、その後、リエージュのフランス人兵士からの指摘で、ド・サイエは初めて自分の軽率さに気がつき、直ちにその提案を断ったということだった⁽⁷⁰⁾。以上の事例から明らかになることは、これら被疑者らには自国への帰属意識が極めて希薄だということである。この点は以下に示すように、まさにエロンの供述と合致する。

エロンは1765年3月から自伝を記し始める。『わが人生とその不幸の概略についての考察』と題されたメモワールでは、大まかに以下のようなことが列挙されている⁽⁷¹⁾。まず、エロンは実の親から引き離され、おばのもとで不幸な幼少時代を過ごしたという。そして故郷のノルマンディーで数学への興味を培い、親の遺産を元手にパリの土木学校に進学したようである。その後、シェルブール港の公共工事を担当していた業者のもとで修業を積み、さらに、高名な軍人クルネ侯爵⁽⁷²⁾や国王軍総代官グルドン・ド・レグリジエール⁽⁷³⁾らに仕え、彼らの信頼と期待に応えようと専心するも、報酬のない不遇の時代だったとしている。その後、エロンはさらなる技術と知識を身につけるためにバス・ノルマンディーの工兵隊に所属するものの、あまりの技術の水準の低さに落胆しすぐに辞職したようだ。エロンが最も充足していたのは、ロウエンダル伯爵⁽⁷⁴⁾に仕えていた時のようで、「フランスにおける最も偉大な工兵隊のひとつ」に所属できたからだとして述べている。とはいえ幸せな日々は続かず、その後もスービーズ公やオルレアン公、そしてクレルモン伯などの血統王族のもとで働く機会を得るも、再び満足のいく報酬を受けることができず、精神的にも経済的にも逼迫した日々だったという。

要するに、エロンは自分の技術と知識を磨こうとどれだけ精進しても、その努力や才能に見合った評価や待遇を得ることが出来なかったことを嘆いているのである。ついにエロンは雇い主だった軍人貴族たちの無碍な扱いに腹を立てていくことになる。

こうして、私は人々の恩知らずな態度について考えることにしました。そして、自分の将来の希望を知らしめ、才能を磨き、道を切り開いていくことにしたのです。……私は人間の欺瞞や横暴を避けるための、あらゆる方法を模索しましたが、結局のところ上手くいかず、私

はかつてない裏切りに遭ったと言えます。外国の諸侯は私を友情で満たしてくれましたが、私の知らないところで私を裏切っていたのです⁽⁷⁵⁾。

知識を得るために、私は辛抱強く励んできましたが、最も私を苦しめたのは、その才能を用いることが出来なかったことと、その才能の対価を得るためには外国の地に行かねばならなかったことです⁽⁷⁶⁾。

このように、エロンの議論は自らが行ってきた努力とそれを正当に評価しない雇い主たちの恩知らずな態度を問題としているのであり、自分の才能を生かし正当な評価を得られるのであれば祖国を離れることも厭わなかったのである。エロンに言わせれば、いつの日か努力が報われるという希望があってこそ、勉学や労働に励むことが出来るのである⁽⁷⁷⁾。

フランス国内ではこうした希望を抱くことすらできなくなったエロンにとって、外国に目を向けるのは至極当然のことだった。「特に才能豊かな者がその祖国を捨てる場合、彼が損得勘定以外のことを考慮していることは、しばしばあることなのです」⁽⁷⁸⁾と自分の行為を正当化するエロンは、プロイセン王が彼を登用していたのならば、王の友情が彼の楯となり、彼の仕事への情熱が王への尊敬をもたらしていただろうと想像し、それは「卑しい私利私欲ではない」と説明するのであった。

こうしたエロンの自己正当化には、有力者の庇護の下での活躍を願うという、忠誠に基づく旧来のパトロン・クライアント的な発想が脈々と受け継がれていると捉えられよう⁽⁷⁹⁾。あるいは各国が自前の技師団を有する前の、ヨーロッパ規模でのリクルートに応えようとする技師の流動性の特徴を読み解くことが可能かもしれない。いずれにしても、自らの能力を正当に評価するパトロンを自由に選択し、そのパトロンに仕えるためには国境を越えることも厭わないという考え方は、18世紀後半のフランスにおいては大逆罪にも相当するものだったのである。16世紀以来の領域的国家の概念が確立するにつれて、18世紀にはパスポートや労働手帳といった人物の同定にかかわるツールや技術が飛躍的に発展し、王権によるモノや人の移動をコントロールが体系化する時期であるが⁽⁸⁰⁾、以上のように領域的国家という概念をめぐる被疑者側とポリス側の認識のズレは埋めがたいものだったのである。

(3) エロンの償い

一方で自らの行為が犯罪であることを認めざるを得ない状況に陥ったエロンは、逮捕後比較的早い段階から弁明の手紙を書き始める。

失礼を顧みず、嘆願書と戦争についての覚書をお送り致します。これはショワズール公宛てでございます。……私はプロイセンの人々について熟慮致しました。もし貴殿が彼らの野心に満ち溢れた計画や陰謀についてご存じになりたい場合、私をプロイセンに送り遣わせて頂くという良い方法があります。彼らは私を警戒しませんので、きっと国家〔フランス〕にとって重要な発見を持ち帰ることができるでしょう。ここ〔バステューユ〕では何もすることがありません。少なくとも私は役に立つ存在となるはずです。これは逃亡するためではありませんし、それどころか、私が必ず戻ることを保証するために100人もの人々を〔証人として〕

差し出すことも可能です。この計画で多くの密使を捕まえることが出来るかもしれません。要するに、大臣に貢献することだけが私の願いなのです⁽⁸¹⁾。

君主と国家の栄光のために私の才能を磨かせて下さい。私が慎んで提供させて頂く才能は、国王にとって決して無益なものではありません⁽⁸²⁾。

このように、エロンは次第に自らの有用性を強調し始める。バスティーユに収監された者の多くは、「書く」という行為に熱中し、大量の手紙や覚書を残している⁽⁸³⁾。エロンも例にもれず、1765年2月から戦術についての構想を提案するようになる。特にフランス軍の防衛についての論考や、塹壕や砲兵中隊の配置に関するアイデアを事細かく叙述し、全ては彼独自の「全く新しいアイデア」であることのアピールを欠かさない。

慎んで私の全く新しい発明を提案致します。それは一日・一時間ごとに敵の位置を把握するためのものです。視界を定めることが可能になるこの発明は、司令官にとって非常に有益なものであると思われます。……これは全く新たな提案であり、今まで言及されていません⁽⁸⁴⁾。

自身の有用性を最大に印象付けようとするエロンであったが、こうした「社会において役に立つこと」の重視や「無為」への批判は時代の趨勢を反映していると理解できるかもしれない。18世紀後半から、様々な社会階層を対象に「役に立つこと」が社会的評価の基準として重要な位置を占めるようになってきたことは周知のとおりである。例えば、「祖国にとって有用な存在」であるかどうか、という視点で貴族身分の存在意義が問い直された1750年代の商人貴族論争もそのひとつの流れである。商業を軍事とともに国家にとって有益な活動であるとしてその価値を引き上げることで、軍人でも司法官でもない貴族は、商業を行って祖国に貢献すべきだという主張が展開された⁽⁸⁵⁾。そして慈善や監禁の非効率性に対する批判もそうした趨勢をあらわすものである。周知のように18世紀フランスは特に物乞いや浮浪者、老齢、肉体的・精神的障害者の「大監禁時代」だったわけであるが、監禁や慈善は正しく用いられねば怠惰を助長し、しかも財政面でも大きな負担を強いるという点で非難されていた。また、『百科全書』の「怠惰」の項目を執筆したジョクールも、「怠惰に暮らすことは、何らかの役に立つという義務、特に自分がその一員である社会にとって有用な存在になるという人間と市民の義務に反する」⁽⁸⁶⁾とし、有用であることの重要性を説く。

このように18世紀半ば以降、公共の役に立つこと、そして社会にとって有用な存在であることが重要な価値基準となるのである。こうした議論がエロンの主張に与えた影響を史料的に裏付けることは難しいが、バスティーユでの拘束という苦境を乗り越えるための弁明・戦略として、自身の「有用性」を持ち出したというその事自体、「有用であること」が重要な価値として認識されていたことを示唆している。自らの罪を認めたくらんで、自身の才能を用いることを提案し続け、また、牢獄に留まることでその才能が無駄になると主張し、バスティーユ投獄という苦境から脱することをエロンは夢見ているのであった。だがエロンの訴えが聞き入れられることはなく、1765年7月に封印王状によってビセートルへ移送され、そのまま1783年まで釈放されることはなかった。

以上のようにエロンの主張には、能力や功績に基づいた社会的有用性を重視するという極めて18世紀的な社会観が垣間見られるとともに、自分の才能を生かす術を知らないパトロンを見切り、奉仕に値する新たなパトロンの庇護の下で働くためには国境は問題とならないという旧来のクリアンテールの考え方が混在していたのである。知識を身につけ、技術力の向上に励むエロンは、社会的有用性の発揮を目指してフランスを離れることを厭わなかった。能力や功績に立脚した社会的有用性を重視する啓蒙主義的な社会観という意味において、それは警視ロシュブリュヌとエロンに通底する観念ではあるが、社会的有用性を一国内に留め置こうという警視にとって、選択的に生きようというエロンのこうした姿勢は、「国王への不忠」と位置づけられるべきものだったのである。

おわりに

本稿では自分の意見や才能を正しく評価しない既存権力への不満から、活路を外国に見出したジャン＝バティスト・マナンとジャン＝フランソワ・エロンの事例を検証した。ルイ15世に対する陰謀説を耳にしたというマナンは、その内容こそ捏造したことは認めたが、重要な情報を伝える義務があるという使命感から、政府の要人や宮廷貴族に手紙やメモワールを送り続けた。意見を述べたい、そしてそれを尊重してほしいというマナンの欲求は、国事は国王の専権事項という絶対王政の権力行使のあり方や身分制に反してはいたものの、警視ロシュブリュヌの発言からは、意見の表明は必ずしも身分に規定されるものではなく、むしろ知性や能力との関係が重視されているように見られた。一方でマナンは自らの行動を「君主への近づきやすさ」に基づく伝統的な国王観で正当化していたことが明らかとなった。また、エロンは勉強や労働に励み、技術や知識を獲得してきたにもかかわらず、フランスではそれに見合った評価や報酬が得られなかったことに絶望し、外国の諸侯のもとで新境地を開こうとするのだった。エロンの弁明からは18世紀後半に特徴的な社会的有用性の重視や個人の功績による社会的上昇への渴望が垣間見ることができる。その一方で、エロンの行動は旧来のパトロン・クライアント的な発想に基づいているように見え、そこでは領域的国家的観念や自国への帰属意識が希薄であることが明らかになった。これは、臣民として自国への奉仕を求めるロシュブリュヌの意識とは相容れないものであると言えよう。このように、被疑者らの権力観や秩序観は新しい時代の要素を反映すると同時に、極めて伝統的側面も映し出すものでもあった。また、警視ロシュブリュヌのそれは旧来の身分制の原則を踏襲していながらも、身分と発話の関係性をめぐる認識や領域的国家的観念は、言わば、近代的とも呼べるものであった。

絶対王政期の王権にとって、統治を正当化するイデオロギーや、それを可視化する象徴のシステムが重要だったことはよく知られている。しかし、それを受け止める臣民側がそれらのメッセージをどのように理解し、吸収したのか具体的に知ることは難しい。その意味で、たとえ理性や一貫性に欠けると見なされていたとしても、被疑者側のみならず、それを取り締まる側の社会観や権力観をも垣間見せてくれる「悪しき言説」をめぐる事件の分析は、当時の政治文化により接近するための手掛かりとなり得るのである。

では、こうした「悪しき言説」へのポリスの取り組みにはいかなる社会的な機能があったのだろうか。先述したように、それは「世論」の観念の台頭とともに揺らぎつつある既存の絶対王政

の権力構造のなかで、その絶対王政が依拠する国王への尊敬や愛着を基盤とした国王＝臣民関係に疑義を挟むものとして嚴重に対処されるべきものであった。それは、マナンとエロンがまずもって「君主への尊敬の欠如」や「国王への不忠」で断罪されていることから明らかだろう。一方で、両被疑者の行為は国益との関係で問題視されていたことも明らかであり、「悪しき言説」の取り締まりの分析を通じて、国内の秩序と国益の双方に配慮するポリスの社会的機能の一側面が垣間見られるのではないだろうか。この点について、「ポリスとは良い国家秩序を維持しつつ国力を増強しうる諸手段の総体」⁽⁸⁷⁾であるというミシェル・フーコーの指摘は非常に示唆的であり、さらなる事例の分析が必要となるだろう。また、本稿では史料の関係から、ポリスにおける警視ロシュブリュヌの位置付けや、ポリスと王権の関係性を論じることが出来なかった。検討すべき多くの問題が残されていると言える。この点を今後の課題とし、本稿を閉じたい。

【付記】本研究は、日本学術振興会学術研究助成基金助成金（若手研究B：課題番号15K16857）の助成を受けたものである。

注

- (1) 近世における「ポリス」とは、現代的な意味での治安よりもはるかに広い意味をもつ。パリでは警視總監を頂点としたシャトレ裁判所内の機構でもあり、同時に習俗・宗教・食料供給・道路整備・衛生などの日常生活の様々な分野に介入する都市統治そのものを示す言葉でもある。本稿ではそのポリスの犯罪捜査や治安維持機能を中心として扱うが、「警察」ではその機能の一側面しか示すことができないため、ポリスを訳出しない。
- (2) ユルゲン・ハーバーマス『第2版 公共性の構造転換』細谷貞雄・山田正行訳、未来社、1994年。
- (3) Arlette FARGE, *Dire et mal dire : l'opinion publique au XVIIIe siècle*, Paris, Seuil, 1992.
- (4) Lisa Jane GRAHAM, *If the King Only Knew : Seditious Speech in the Reign of Louis XV*, Charlottesville, Univresity Press of Virginia, 2000.
- (5) 「悪しき言説」をめぐる近年の研究としては、Déborah COHEN, *La Nature de peuple : les formes de l'imaginaire sociale (XVIIIe-XXIe siècles)*, Paris, Champ Vallon, 2010, pp.255-341. ファルジュと同様にコーエンも「悪しき言説」を網羅的に扱うが、その内容を分析するというよりは、そうした意見の発信方法とその意味に着目している。
- (6) 二宮宏之『フランス アンシアン・レジーム論－社会的結合・権力秩序・反乱－』岩波書店、2007年、第8章「フランス絶対王政の統治構造」。また、絶対王政の実態とイデオロギー、社会のカテゴリー分けや分類に関する史学史的な分析については以下を参照。Fanny COSANDEY et Robert DESCIMON, *L'Absolutisme en France, Histoire et historiographie*, Paris, Seuil, 2002 ; Fanny COSANDEY (éd.), *Dire et vivre l'ordre social en France sous l'Ancien Régime*, Paris, EHESS, 2005.
- (7) 二宮宏之、上掲書、第9章「王の儀礼」。
- (8) リュック・ポルトンスキー/ローラン・テヴノー『正当化の理論－偉大さのエコノミー』三浦直希訳、新潮社、2007年。
- (9) 例えば、17世紀中葉の「フロンドの乱」期に大量に出回った反王権的印刷物については、クリスチアン・ジュオー『マザリナード－言葉のフロンド』嶋中博章・野呂康訳、水声社、2012年。
- (10) Gilles MALANDAIN, «Les mouches de la police et le vol des mots : les gazetins de la police secrète et la

surveillance de l'expression publique à Paris au deuxième quart du XVIIIe siècle», *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 42-3, juillet-septembre, 1995, pp.376-404.

- (11) Keith Michael BAKER, *Inventing the French Revolution : Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990, pp.176-199. 一方で、「世論」台頭の時期を1730年代に求める研究も見られる。例えば、ファルジュは、カトリックの一派でありローマ教皇とフランス王権からは異端視されていたジャンセニスト側が発行していた地下出版の定期刊行物『教会新報 (*Les nouvelles ecclésiastiques*)』を体系的に分析し、パリ民衆に絶大な人気を誇った助祭パリスの墓で起きた治癒の奇跡や、ルイ15世によるジャンセニスト支持の高等法院法官の追放といった、ジャンセニズムに関わる1730年代の一連の経験が、パリ住民に自らの意見をもつことの正当性を与えることになったとしている。FARGE, *op.cit.*
- (12) 安藤隆穂「啓蒙思想の公共空間」『フランス革命と公共性』安藤隆穂編、名古屋大学出版会、2003年、33-37頁。安藤裕介『商業・専制・世論－フランス啓蒙の「政治経済学」と統治原理の転換』創文社、2014年。
- (13) 阪上孝『近代的統治の誕生－人口・世論・家族』岩波書店、1999年。
- (14) Vincent MILLIOT (éd.), *Un policier des Lumières, suivi de mémoires de J.-C.-P. Lenoir, ancien lieutenant général de police de Paris, écrits en pays étrangers dans les années 1790 et suivantes*, Paris, Champ Vallon, 2011, p.713.
- (15) Frantz FUNCK-BRENTANO, *Catalogue des manuscrits de la bibliothèque de l'Arsenal tome neuvième: Archives de la Bastille*, Paris, Librairie Plon, 1892.
- (16) 18世紀の著名な法学者ド・ヴーグラン (MUYART DE VOUGLANS) によれば、「大逆罪」には第一級と第二級が存在するという。前者は国王やその家族、主要な大臣らに直接危害を加えようとする行為と、君主の主権や国家の安全を妨害する行為で構成される。後者は言葉や文字等で君主の威厳を傷つける行為、そして主権を不当に篡奪あるいはその行使を妨害する行為で構成される。このような君主や国家への裏切りに対して想定されている処罰は非常に重く、概して被告は死刑に処され、その財産は没収される。またこの犯罪の影響はその子供たちにも及び、彼らは一切の名誉、地位を剥奪され、直系・傍系にかかわらずあらゆる相続から除外されると定められていた。Pierre-François MUYART DE VOUGLANS, *Les lois criminelles de France dans leur ordre naturel*, tome 1, La société typographique, 1781 (1780), pp.118-124.
- (17) BnF, Bibliothèque de l'Arsenal, *Archives de la Bastille* (以下 AB と記す), ms 11981, «Fausse dénonciation de complot et espionnage»
- (18) 1757年1月5日に発生した家内奉公人ロベール＝フランソワ・ダミアンによるルイ15世襲撃事件のこと。ヴェルサイユ宮殿で国王の脇腹を短剣で刺したダミアンは直ちに拘束され、尋問を受けた。ダミアンは襲撃の動機を、1750年代の政治的・宗教的混乱、つまりジャンセニストへの終油の秘蹟拒否問題や七年戦争に関わる課税をめぐる高等法院と王権の論争だとする。この混乱を解決させるため、高等法院の言い分に耳を傾けよ、と国王にアドバイスすることが目的だったとし、国王暗殺の意図は否定したが、1757年3月28日に八つ裂きの刑を受けた。Dale VAN KLEY, *The Damiens Affair and the Unraveling of the Ancien Régime, 1750-1770*, Princeton, Princeton University Press, 1984 ; Berthe THELLIEZ, *L'Homme qui poignarda Louis XV, Robert-François Damien (1715-1757)*, Paris, Tallandier, 2002.
- (19) デムリの捜査活動の一端については、ロバート・ダントンの以下の論文に詳しい。ロバート・ダントン「作家の身上書類を整理する一警部－フランス文壇の分析」『猫の大虐殺』海保眞夫・鷺見洋一訳、岩波書店、2007年、161-239頁。左記の論文ではデムリの役職である inspecteur は警部と訳出されているが、inspecteur は法官である警視とは異なり、機動性や捜査の専門性が求められていたこと、そして制度上は警視の部下にあたるものの、現実的には警視総監の直属ともいえる立場にあったことに鑑み、本稿では「捜査

官」という訳を宛てた。また以下の文献でも「捜査官」の訳語が用いられている。喜安朗『パリ－都市統治の近代』岩波書店、2009年。

- (20) *AB*, ms 11981, fol.64, le 2 février 1757, D'Hémery à Berryer.
- (21) *Ibid.*, fol.75.
- (22) *Ibid.*, fol.84.
- (23) *Ibid.*, fol.185, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (24) *Ibid.*, fol.187, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (25) *Ibid.*, fol.74, Berryer à Belle-Isle, le 16 février 1757.
- (26) *Ibid.*, fol.86, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (27) *Ibid.*, fol.10.
- (28) *Ibid.*, fol.85, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (29) *Ibid.*, fol.86, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (30) *Ibid.*, fol.191, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (31) *Ibid.*, fol.90, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (32) *Ibid.*, fol.91, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (33) *Ibid.*, fol.90, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (34) *Ibid.*, fol.193, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (35) *Ibid.*, fol.196, interrogatoire du 30 mars 1757.
- (36) *Ibid.*, fol.191, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (37) *Ibid.*, fol.89, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (38) *Ibid.*, fol.90, interrogatoire du 18 mars 1757.
- (39) *Ibid.*, fol.266, interrogatoire du 19 mai 1757.
- (40) Charles LOYSEAU, *Traité des ordres et simples dignités*, Louvain, Abel L'Angelier, 1610. ロワゾーの『身分論』については以下の著作を参照。Roland MOUSNIER, *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, tome 1, Paris, PUF, 1974, pp.14-23. 阿河雄二郎「ロワゾー『身分論』の世界－7世紀初期のフランス社会の理念像にふれて」前川和也編著『ステイタスと職業』ミネルヴァ書房、1997年、57-78頁。
- (41) François-André ISAMBERT et al., *Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 à la Révolution de 1789*, tome 18, Paris, Belin-Le-Prieur, 1819, pp.100-103, «Édit de création de l'office de Lieutenant de Police de Paris (le 15 mars 1667)».
- (42) Nicolas DELAMARE, *Traité de la police, où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions et les prérogatives de ses Magistrats, toutes les lois et tous les règlements qui la concernent*, tome I, Amsterdam, Aux dépenses de la Compagnie, 1729 (1705), «Préface».
- (43) 例えばドラマール「奢侈」に対する見解に明らかである。*Ibid.*, Tome 1, Livre 3, p.357.
- (44) *AB*, ms 11981, fol.266, interrogatoire du 19 mai 1757.
- (45) ロシュブリュンヌのシャトレ警視としての業務報告書は、フランス国立文書館のY系統（AN, série Y）の15768～15850に収められているが、テムリとの出版業者の監視任務についての報告書の一例として、AN, Y15820がある。
- (46) *AB*, ms11981, fol.189, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (47) *Ibid.*, fol.196, interrogatoire du 30 mars 1757.

- (48) *Ibid.*, fol.187, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (49) *Ibid.*, fol.190, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (50) *Ibid.*, fol.189, interrogatoire du 29 mars 1757.
- (51) *Ibid.*, fol.325-329.
- (52) Louis XIV, *Mémoire de Louis XIV pour l'instruction du Dauphin*, premier édition complète d'après les textes par Charles Dreyss, tome 2, Paris, Didier, 1860, p.567.
- (53) 実際にヴェルサイユに赴き、国王の食事風景を眺めたいと申し出て、近衛兵に帰宅を促され激高し悪態をついたためバスティーユに連行されたサン＝タンドレの事例を参照のこと。FARGE, *op.cit.*, pp.200-201.
- (54) AB, ms 12224, non-folioté, «Correspondances avec l'étranger»
- (55) *Ibid.*, interrogatoire du 8 janvier 1765.
- (56) ロシアについては、ドルゴルキ大公 (le prince Dolgorousky) (sic) への手紙が問題視された。ドルゴルキ大公が七年戦争中、志願兵としてフランス軍と共にライン川下流に駐在していた際に、エロンは接触を試みたようである。1758年の軍事遠征の地図とフランスの軍事専門家ベリドール氏の塹壕戦争についての論考を売ったことが問題とされた。また、1762年にロシアがプロイセンと和平を結んだ後も、エロンはドルゴルキ大公と通信していた。ハンガリーについては、ハンガリーでの軍事事業に15,000リーヴルの報酬で技師として働く提案をしたことが問題とされた。水路・道路・橋・港の建設を目的としたこの事業には技術者が多数必要だったため、エロンはサン＝マルタン通りの食料品店主バステイエを仲介人とし、人員を募集しようと試みた。デンマークについては、砲架の展開図をデンマーク国王に送り、約400リーヴルをバリ在住のデンマーク大使から受け取ったことが問題視された。そして、スペインについては、ベリドールの塹壕戦論とジブラルタル海峡の地図の販売を持ちかけたことが問題とされた。*Ibid.*, interrogatoire du 8, 9 et 10 janvier, du 5 et 6 février 1765.
- (57) Bernard Forest de BÉLIDOR (1698-1761)は 砲兵隊の専門家であり *Nouveau cours de mathématique à l'usage de l'Artillerie et du Génie*, Paris, Charles-Antoine Jombert, 1725 ; *La Science des ingénieurs dans la conduite des travaux de fortification et d'architecture civile*, Paris, Charles-Antoine Jombert, 1729など著わす。
- (58) AB, ms 12224, Extrait de l'interrogatoire du sieur Héron du 18 février 1765 et le jour suivant.
- (59) *Ibid.*, interrogatoire du 6 février 1765.
- (60) *Ibid.*
- (61) *Ibid.*, Questions à faire au sieur Héron et à la demoiselle Modeste Lestibouois...janvier 1765.
- (62) *Ibid.*, Questions à faire au sieur Héron et à la demoiselle Modeste Lestibouois...janvier 1765.
- (63) Anne BLANCHARD, «Ingénieurs de sa Majesté très chrétienne à l'étranger, ou l'école française de fortifications», *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome XX, janvier-mars, 1973, pp.25-36.
- (64) Michèle VIROL, «La circulation internationale des ingénieurs en Europe (années1680-années1780)», Pierre-Yves BEAUREPAIRE et Pierre POURCHASSE (éd.), *Les circulations internationales en Europe, années1680-années1780*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2010, pp.75-77.
- (65) Hélène VÉRIN, *La gloire des ingénieurs : l'intelligence technique du XVIe au XVIIIe siècle*, Paris, Albin Michel, 1993, pp.196-198 ; Paolo NAPOLI, *Naissance de la police moderne : pouvoir, normes, société*, Paris, La Découverte, 2003, p.55.
- (66) AB, ms 12267, fol.154-161.
- (67) AB, ms 11981, fol. 187

- (68) *Ibid.*, fol. 203.
- (69) *Ibid.*, fol. 187.
- (70) *AB*, ms 12267, fol.155-156.
- (71) *AB*, ms 12224, «Réflexions sur l'abrégé de ma vie et de mes malheurs».
- (72) Sébastien de Poilvillain, marquis de CRENAY (1686-1767). ノルマンディーの古い帯剣貴族の家系出身で、元帥。François Alexandre AUBERT DE LA CHENAYE- DEBOIS, *Dictionnaire de la noblesse de France*, tome 11, seconde édition, Paris, La veuve Duchesne, 1776, p.379.
- (73) GOURDON de LÉGLISIÈRE, lieutenant général et directeur des fortifications de Normandie. Georges LEFEVRE et Jean-Jacques BERTAUX, «Cherbourg à la fin de l'Ancien Régime et au début de la Révolution», *Cahier des Annales de Normandie* n°4, 1965, p.283.
- (74) Ulrich Frédéric Woldemar, comte de LOWENDAL (1700-1755). デンマーク系貴族でハンブルクに生まれたロウエンダルは、1744年のオーストリア継承戦争でフランス側に立って戦う。1745年にフランスに帰化し、1747年にフランス元帥となる。Jean-Pierre BOIS, «Maurice de Saxe et Ulrich Woldemar de Lowendal, deux maréchaux d'origine étrangère au service de Louis XV», *Revue historique des armées*, n° 255, 2009, pp.3-14.
- (75) *AB*, ms 12224, «Réflexions sur l'abrégé de ma vie», p.10.
- (76) *Ibid.*, «Réflexions particulières sur différents objets et sur ingrat des hommes à mon égard», p.14.
- (77) *Ibid.*, «Réflexions sur l'abrégé de ma vie», p.12.
- (78) *Ibid.*, «Au sujet du service des étrangers».
- (79) MOUSNIER, *op.cit.*, pp.85-93 ; *Idem*, «Les fidélités et les clientèles en France aux XVIe, XVIIe et XVIIIe siècles», *Histoire sociale-Social History*, Vol.15, No. 29, 1982, pp.35-46 ; Arlette JOUANNA, *Le devoir de révolte : la noblesse française et la gestation de l'État moderne 1559-1661*, Paris, Fayard, 1989, p.77 ; Sharon KETTERING, "Patronage in Early Modern France", *French Historical Studies*, Vol.17, No.4. 1992, pp.839-862.
- (80) Daniel ROCHE, *Les circulations dans l'Europe moderne, XVIIe-XVIIIe siècle*, Paris, Fayard/Pluriel, 2010 (paru en 1^{er} édition chez Fayard en 2003 sous le titre *Humeurs vagabondes*) ; Vincent DENIS, *Une histoire de l'identité, France 1715-1815*, Paris, Champ Vallon, 2008 ; 宮崎揚弘「フランス絶対王政期における旅券の成立」『ヨーロッパ世界と旅』法政大学出版局、1997年、1-32頁。
- (81) *AB*, ms 12224, lettre de Héron du 16 février 1765.
- (82) *Ibid.*, lettre de Héron du 5 mars 1765.
- (83) FRAGE, *op.cit.*, p.285; DUTRAY-LECOIN et MUZERELLE (éd.), *La Bastille ou «l'enfer des vivants»*, Paris, Bibliothèque nationale de France, 2010, pp.137-145.
- (84) *AB*, ms 12224, mémoire abrégé des ouvrages proposés par Héron, le 17 février 1765.
- (85) 18世紀の商人貴族論争については以下を参照。森村敏己「アンシャン・レジームにおける貴族と商業－商人貴族論争（1756-1759）をめぐって」『一橋大学社会科学古典資料センター・スタディシリーズ』No.52、2004年。同「商人貴族論の射程－貴族は有用な市民か？」『一橋社会科学』2009年。
- (86) Denis DIDEROT et Jean le Rond D'ALEMBERT (éd.), *Encyclopédie ou Dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, vol.11, Paris, Le Breton, 1765, p.445, «oisiveté».
- (87) ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』高桑和巳訳、筑摩書房、2007年、389頁。

[学外研究者による査読を含む審査を経て、2016年4月28日掲載決定]

